

令和7年度 住民税(市・県民税)の申告について

令和7年度(令和6年中収入)の住民税申告の手続きについてお知らせします。

なお、所得税の確定申告は、2月17日(月)から3月17日(月)の期間内に限り市役所内の特設会場でも受付します。ただし、以下の「市役所では受付できない確定申告①～⑦」については、ご自身のスマホやパソコンでe-Tax 申告(電子申告)されるか、塩釜税務署主催の確定申告書作成会場(マリングート塩釜)にて申告してください。

■ 市役所では受付できない確定申告

- ①新規の住宅借入金等特別控除の申告 ②上場株式などの配当の申告
- ③譲渡所得(土地・建物・株式などを売却して得た収入)の申告
- ④先物取引に関する雑所得等の申告 ⑤雑損控除の申告 ⑥青色申告
- ⑦消費税の申告(インボイス登録事業者になった方を含む)

■ 塩釜税務署の申告会場のご案内

【と き】: 2/17(月)～3/17(月)(土日祝を除く)

【受付時間】: 9:00～16:00

【と ころ】: マリングート塩釜(塩釜市港町1丁目4番1号)

【電 話】: 022-362-2151(塩釜税務署代表)

オンライン事前発行はコチラ→



○申告会場では、原則ご自分のスマホを使用して、ご自身で申告書を作成します。

○申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

入場整理券は会場で当日配付するほか、LINEを通じたオンライン事前発行ができます。



※インボイスを含む消費税やその他の国税に関するご質問は、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

電 話 : 0570-00-5901(全国一律の電話番号: ナビダイヤル)

利用時間: 平日8:30～17:00

■ 確定申告は自分で“スマホ申告”がおすすめ！ これで待ち時間心配なし！

申告会場に行かずに自宅からスマホやパソコンで簡単に申告書を作成して申告できます。

ぜひご自身で、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して、e-Tax(電子申告)で提出してみましょう！

【e-Taxに必要なもの】

○マイナンバーカード

※マイナンバーカードの有効期限にご注意ください。

○マイナンバーカード読取対応のスマホ

○マイナンバーカードのパスワード2つ

①署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)

②利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

※電子証明書の有効期限にご注意ください。

※国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

確定申告書等作成

コーナーはコチラ→



電子証明書の有効期限が過ぎている場合は、申告前に更新手続きをしておきましょう！

問 市役所1階 市民課市民係

Tel 022-368-1104(直通)

スマホにマイナ
ポータルアプリを
インストール！



★e-Taxの5つのメリット★

- ①税務署への申告書持参不要！ ②印刷・郵送料不要！ ③添付書類の提出不要！
- ④確定申告期間24時間利用可能！ ⑤早期還付！

■ 市役所の特設会場のご案内

(1) 市役所特設会場について（順番待ちのために、早朝に庁舎内に立ち入ることはお控えください。）

【と き】：2/13（木）～3/17（月）（土日祝を除く）

【と ろ】：多賀城市役所6階 大会議室

【受付時間】：9：00～11：00、13：00～16：00

※最終日（3/17）は9：00～11：00のみ受付。午後は受付できません。

- ・混雑緩和のために地区ごとに受付日を指定しています。
 - ・指定日に都合がつかない方は他の地区割日もしくは予備日も受付できますが、予備日は混雑が予想されますので指定日の来場にご協力ください。
 - ・朝一番は特に混雑するため待ち時間が長くなります。時間に余裕をもってお越しください。
- ※塩釜税務署主催の会場とは受付開始日が異なりますので、ご注意ください。

(2) 住民税（市・県民税）申告が必要な方

①収入金額が400万円以下の公的年金のみで、各種控除（医療費控除・生命保険料控除・扶養控除など）を受ける方

②無収入だった方で、市内のどなたの扶養親族にもなっていない方

③収入が非課税所得（遺族年金や障害年金）のみで、市内のどなたの扶養親族にもなっていない方

④市外在住の親族の扶養親族になっている方

【注意】②～④の方で次の要件に当てはまる場合は、申告をしないと課税（非課税）証明書の発行ができないほか、各種サービスを受けられない場合がありますので必ず申告してください。

- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方及びその世帯員
- ・各種医療費助成の受給者及び受給者の同居家族
- ・年金支給要件の確認を受ける方
- ・国民年金保険料の免除申請をする方
- ・公営住宅に入居している方

(3) 住民税申告のみ受付 2/13(木)～2/14(金)

日 程	受 付 地 区
2/13(木)	鶴ヶ谷、丸山、下馬、笠神、大代、桜木、栄、明月、宮内、八幡、町前
2/14(金)	新田、高橋、山王、南宮、市川、浮島、高崎、東田中、中央、留ヶ谷、城南、伝上山

(4) 住民税申告・所得税確定申告受付 2/17(月)～3/17(月)

日 程	受 付 地 区	日 程	受 付 地 区
2/17(月)	桜木、大代	3/4(火)	城南、高崎2丁目
2/18(火)	八幡(3・4丁目以外)	3/5(水)	市川、高崎(2丁目以外)
2/19(水)	八幡3・4丁目、栄、明月、宮内、町前	3/6(木)	山王
2/20(木)	新田(堀西、南安楽寺、南関合以外)	3/7(金)	浮島
2/21(金)	新田(堀西、南安楽寺、南関合)、東田中(2丁目以外)	3/10(月)	中央
2/25(火)	東田中2丁目	3/11(火)	伝上山
2/26(水)	高橋(1丁目以外)	3/12(水)	下馬
2/27(木)	高橋1丁目、南宮、笠神1丁目	3/13(木)	留ヶ谷
2/28(金)	予備日	3/14(金)	丸山、鶴ヶ谷
3/3(月)	笠神(1丁目以外)	3/17(月)	予備日(9:00～11:00 受付)

■ 市役所特設会場へ来場される際にご注意ください



- ◎申告受付の開始は9時からです。
- ◎順番待ちのために、早朝に庁舎内に立ち入ることはお控えください。
- ◎当日発熱や体調不良がある場合には、来場をお控えください。
- ◎会場内では感染症対策のため、マスク着用のご協力をお願いします。
- ◎営業・不動産・農業所得の収支内訳書は事前に準備してください。

■ 申告に必要な書類

必ず準備が 必要なもの	利用者識別番号を確認するための書類	・税務署からの案内はがき、封書（税務署から送付されている方のみ）
	申告者本人のマイナンバーと本人確認するための書類	【マイナンバーカードをお持ちの方】 ・マイナンバーカードのみ（マイナンバーの確認と本人確認ができます。） 【マイナンバーカードをお持ちでない方】 【マイナンバー確認書類】（コピー可） ・通知カード ・住民票の写し（マイナンバー記載あるもの）のうちいずれか1つ + 【本人確認書類】（コピー可） ・運転免許証 ・パスポート ・保険証 ・身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ ※家族が代理で申告する場合は、代理の方の本人確認書類の提示が必要になります。
	被扶養者のマイナンバーを確認する書類	・年末調整の有無や申告の内容に関わらず、配偶者や扶養している親族全員のマイナンバーを確認するための書類（通知カード等のコピーやメモでも可）
	収入を証明するもの（令和6年分）	・給与所得、公的年金などの源泉徴収票（原本） ・収支内訳書（営業、農業、不動産所得の申告をする人） ※営業・不動産・農業所得がある方は、収支内訳書は事前に作成してください。 収支内訳書が作成されていない場合は、申告の受付ができません。 ※国税の通達により、帳簿の保存がない場合は原則として、雑所得と判定しますのでご注意ください。
	通帳（キャッシュカード）	・申告者本人名義のもの（所得税の還付がある場合に必要です）
各種控除で 必要なもの	医療費控除	・医療費控除の明細書 ※医療費に関する注意点は、P4「医療費控除申告時の注意点」へ。
	社会保険料控除	・領収書や「納付済額のお知らせ」など、納付額を確認できるもの ※年金から天引きされた納付分は源泉徴収表に記載があるので不要です。 （国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金保険・介護保険・任意継続保険など）
	生命保険料控除 地震保険料控除	・保険料控除証明書
	寄附金控除	・寄附金の受領証 ※ふるさと納税に関する注意点は、P4「ふるさと納税をした方はご注意ください！」へ。
	配偶者（特別）控除 扶養控除	・配偶者や扶養控除の対象者のマイナンバーが確認できる書類（コピーやメモ可） ※扶養に関する注意点は、P4「家族の扶養の範囲で働きたい」へ。
	障害者・勤労学生控除	・障害者手帳など各種手帳 ・各種学校長の証明書

■ 医療費控除申告時の注意点

本人や生計を一緒にしている家族の治療目的のための医療費が、1年間に10万円（総所得金額が200万円未満の人は、総所得金額の5%）を超えた分の金額が、医療費控除の対象となります。

所得税を納めていない場合や年末調整で所得税が精算されて0円になっている場合は、医療費控除を受けても所得税の還付金は発生しないので所得税申告は不要になりますが、令和7年度の住民税の金額が低くなる場合があるので住民税の申告をしてください。

【注意】医療費控除を受けても、自己負担した医療費そのものが戻るわけではありません。

医療費控除額	（実際に支払った医療費－保険金等で補填される金額※）－10万円（または総所得金額の5%）
--------	--

※保険金等で補填される金額とは、高額療養費や出産育児一時金、生命保険会社等から支払を受ける医療保険や入院費給付金などです。

医療費の対象にならない（治療が目的でない）もの	医療費の対象になる（治療が目的である）もの
健康診断、人間ドック、インフルエンザ等の予防接種 眼鏡やコンタクトレンズの購入費、通院のためのガソリン代、栄養ドリンク、ビタミン剤、診断書代など	医師の診療や投薬、治療のための歯の矯正費用、 治療のための医薬品購入代、通院のための電車賃やバス運賃など

【注意】「医療費控除の明細書」の添付が義務化されました。

医療費の領収書の代わりに医療費の内訳を「医療費控除の明細書」に記入しなければなりません。

領収書のみでは申告受付できませんので、必ず「医療費控除の明細書」を準備してください。

健康保険組合などから送付される医療費通知（原本）があれば「医療費控除の明細書」の記入を一部省略することができます。医療費の領収書は申告後5年間保存しておく必要があります。

■ 家族の扶養の範囲で働きたい

【扶養控除】扶養控除が適用される扶養親族の給与収入は「年間103万円以下（所得48万円以下）」です。
所得が48万円を超えると扶養控除が適用されません。

【注意】年間103万円以下の給与収入であれば扶養には入れますが、99万5千円を超えると市県民税の課税対象となります。

妻や子どもの 年間の給与収入	扶 養 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特別控除	妻や子どもの税金	
				所得税	市県民税
99 万 5 千円以下	○	○	×	非課税	非課税
99 万 5 千円超～103 万円以下					
103 万円超～201 万 6 千円未満	×	×	○	課税	課税
201 万 6 千円以上			×		

■ ふるさと納税をした方はご注意ください！

令和6年1月1日以降にふるさと納税をした際に「ワンストップ特例制度」の利用手続きを行った方でも、確定申告を行うと、「ワンストップ特例申請」が無効（なかったものとみなす）となります。

確定申告を行う場合は、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますので、必ず全ての「ふるさと納税（寄附）の受領証」をご準備ください。

■ 申告受付期間中のお問い合わせについて

申告受付時間内（9：00～16：00）のお電話によるお問い合わせは、つながりにくいことがありますので、受付終了後（16：00以降）におかけいただくようご協力をお願いします。

また、お電話をいただいても折り返しの対応となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

電話 企画経営部税務課市民税係 368－1370（直通）

